

# あしたへ生きる

2013  
第34集



な か が わ まち  
那珂川町

## 私と小鳥と鈴と

作..金子 みすゞ

私が両手をひろげても、  
お空はちつとも飛べないが、  
飛べる小鳥は私のように、  
地面<sup>じだ</sup>を速くは走れない。

私が体をゆすつても、

きれいな音は出ないけど、

あの鳴る鈴は私のように、

たくさん唄は知らないよ。

鈴と、小鳥と、それから私、

みんなちがつて、みんないい。

出典 『金子みすゞ童謡全集』(JULIA出版局)より



# 「誰か助けへ」…このような心のまごと あなたの周りにありますか？

1961(昭和36)年に起きた事件を覚えていましたか。

「俺だつてまだ死にたくない。だけどこのままじゃ生きジゴクになつちやうよ。  
ただ俺が死んだからって他のヤツが犠牲になつたんぢゃ、いみないぢやないか。  
だから、もう君たちもばかなことをするのをやめてくれ。最後のお願いだ」とい  
う言葉を残し、13歳の少年は自らの尊い命を絶ちました。この最後の言葉から  
は、「いじめ」による耐え難い苦痛からの解放とともに、心から「いじめ」がなく  
なることを願つていたことが読み取れます。

しかし、この事件から30年近く経過した今でも、「いじめ」問題はなくならずは  
いません…。

「いじめ」とは、肉体的、精神的、立場的に自分よりも弱いものを、暴力やいや  
がいせなどの行為により、一方的に苦しめる」とあります、最悪の場合、命を奪つて

しまう許されない行為です。

この行為は子どもたちの間だけではなく、親子間・夫婦間等の家庭の中、上司  
と部下といった組織の中など、私たちの様々な人間関係の各所に見受けられる  
問題です。

今回の冊子では、私たちの身の回りの「いじめ」問題について、学校、家庭、職場  
という分類ごとに、みなさんと一緒に、問題がどこのにあるのか、私たち一人ひとり  
に何ができるかについてを考えたいと思います。

## 「誰か助けへ」…このような心の声に気付けるように。



くじ  
はじめに  
③ 学校で  
⑤ 家庭で  
⑦ 職場で  
⑨ 資料編  
⑪ おわりに  
⑫ 私たちの取り組み





みんなが悲しい思いをせずに楽しくなるには



あなたは、どの登場人物に当てはまりますか？

だれ誰かにいじめられている  
いじめは、一人で解決するのは難しいことですが、家族や先生、友だち、みんなで考えて、できる限りからやつていきましょう。

いじめる側でもいじめられる側でもないと思う  
もしごくらさんやお園さん…に相談しましよう。

だれ誰かをいじめているかも…  
みんなでいじめている方に注意しましょう。

一番安心できる人（お友だち、先生、お父さんやお母さん…）に相談しましよう。

もし、いじめに気づいたら先生に相談しましよう。

相手の気持ちを考えましょう。人が嫌がることはやめましょう。

○2の欄にチェックがついた人は…

あなたの周りで、いじめがあつてているかもしません。「自分がしているいじめがない」と思っているかもしません。

あなたがいるところから関係ない」と思つてしまふかもしれません。いじめがあつていても、何もしないのでは、いじめはなくなりませぬ。

○3の欄にチェックがついた人は…

あなたがいるところは、いじめではありますか。あなたの行動で、悲しんでいる人がいるはずです。自分がされたらどう思うか、相手の気持ちになつて、自分の行動を考えてみましょう。

◆道具の片づけなどをいつも同じ人にさせている。

- 1  させてくる  
2  させていない  
3  周りにしている人がいる

◆みんな無視してるので自分も無視をしている。

- 1  している  
2  していない  
3  周りにしている人がいる

あなたはどうですか？ チェック  してみましょう。

◆一人の友だちをみんなでからかうたり、無視したりしている。

- 1  している  
2  していない  
3  周りにしている人がいる

◆友だちとふざけあつてている時に相手が嫌そうな顔をよくしている。

- 1  している  
2  していない  
3  周りにしている人がいる

B君グループは、クラスのC君をいつもいじめています。

B君の家庭ではお父さんが一方的に怒っています。

「日常生活での様々な出来事で生じたイライラを家族にぶつけてしまった」という経験はみんなありますねませんか？



1



2



3



4



7



5



8



6

このように、家庭環境や親の価値観等も子どもに大きな影響を与えていきます。調査でも明らかのように、大人の暴力が一部いじめの原因ですが、暴力ではなく、子どもが生まれたときと同じように愛情を持って接すれば、きっと多くの子どもたちが、様々なことに對し、愛情を持って接することができるようになるのではないかと感じます。

また、2010年の東京都精神医学総合研究所（現：公益財団法人東京都医学総合研究所）調査では、過去1ヶ月以内に同居中の大人から暴力を受けた経験のある生徒は、そうでない生徒に比べ、いじめの加害者となる危険性が約3倍、いじめの被害者となる危険性が4倍、それぞれ割合が高いたことが明らかとなっていました。

このように、家庭環境や親の価値観等も子どもに大きな影響を与えていきます。調査でも明らかのように、大人の暴力が一部いじめの原因ですが、暴力ではなく、子どもが生まれたとき同じように愛情を持って接すれば、きっと多くの子どもたちが、様々なことに對し、愛情を持って接することができるようになるのではないかと感じます。

上記の絵では、B君は学校でいじめの加害者になってしましましたが、反対に、ふわき込んだまま学校へ行き、学校でもいじめの標的となるかも知れません。今回の事例は一例にすぎませんが、現代社会においては、親にとまでは何でもないと思っていたような言動が、子どもには大きな影響を与えていいます。

家族にイライラをぶつけることが日常化したり、暴力をふるひよけたりになつたりすると、家族の居場所が家庭内になくなつてしまつます。また、相手の顔色をうかがつむつになつたり、怒りじやひに弱じものと行動はエスカレートし、暴力で自分の欲求を満たすことを覚えてしまつよいになるかもしれません。

**いじめ問題においては、次の三点が家庭の問題であると文部科学省は分析しています。**

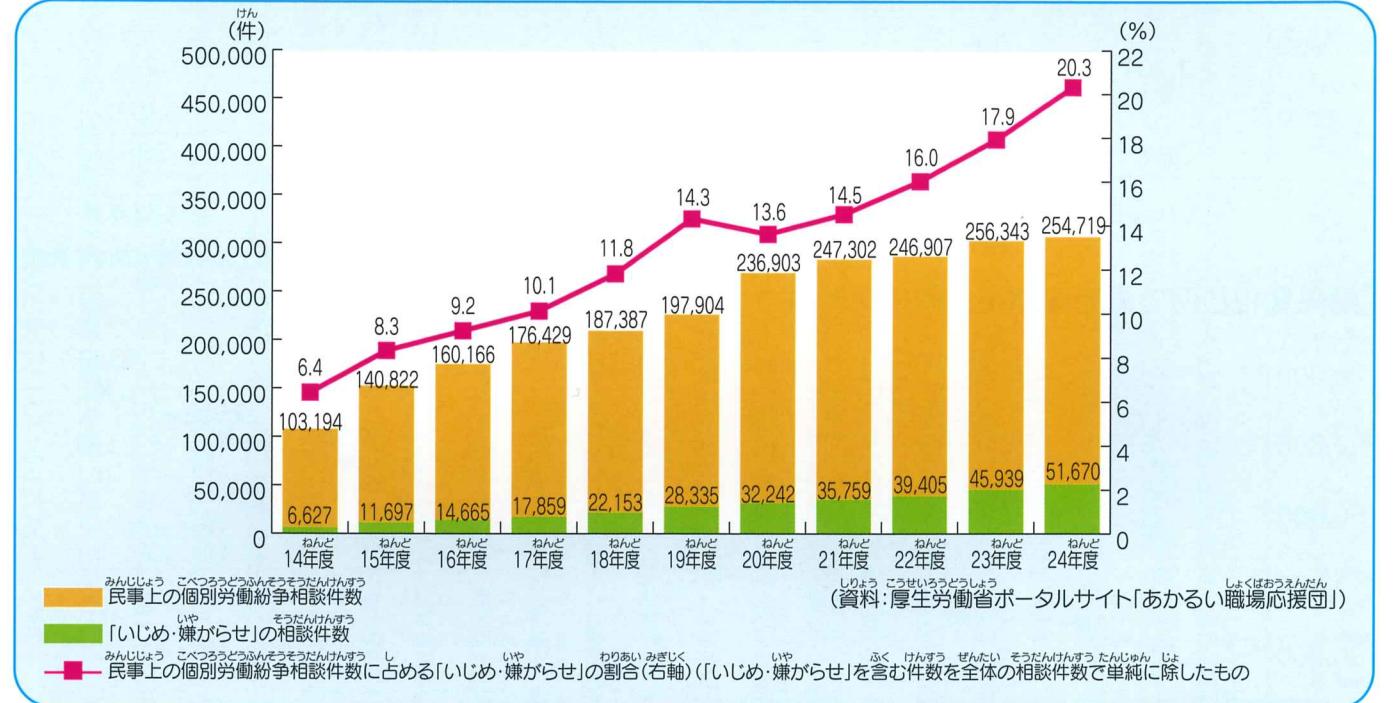
一点目に、親の過保護・過干渉です。その結果、子どもたちが我慢をする、という体験が少なくなっている状況にあります。

二点目に、親の価値観の多様性です。その結果、子どもたちの協調性・思いやりの欠如や規範意識の欠如につながっています。

## パワハラの現状と課題

厚生労働省の労働局に寄せられた「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数は、平成14年度時点では6,627件でしたが、10年後の平成24年度時点には51,670件にまで達しています。また、受けたパワハラの内容としては、個人の人格を否定し、傷つけるような精神的な攻撃が全体の半数以上を占めています。

「パワハラ」は、相手の人権を無視した不快感を与える行為であり、人権問題です。「仕事だから仕方ない」と我慢せず、必ず誰かに相談してください。業務の適正な範囲を超えた個人の尊厳を不当に傷つけるような言動は人権侵害であり、一人ひとりが克服しなければならない重要な課題です。



## パワハラをなくすために

近年の社会情勢の変化で職場環境も日々変わり続けており、パワハラが発生しやすい状況になっています。パワハラは、受けた本人を傷つけるだけでなく、その人の家族も苦しめることになります。また、職場の雰囲気を悪化させ、会社の質の低下にもつながっていきます。社員が気持ちよく仕事をするために、会社全体でパワハラの予防や解決に取り組んでいかなければなりません。働く人の尊厳を重視した組織づくりが求められています。

**予防する**

- トップのメッセージ  
組織のトップが、パワハラを許さないということを明確に示す
- ルールを決める  
就業規則に関係規定を設ける、予防・解決についての方針やガイドラインを作成する
- 職場の実態把握  
従業員アンケートや面談等を実施する
- 教育する  
研修を実施する
- 周知する  
組織の方針や取り組みについて、周知・啓発を実施する

**解決する**

- 相談や解決の場を設置する  
企業の中または外に相談窓口を設置する、職場の対応責任者を決める、外部の専門家との連携をとる
- 再発を防止する  
行為者に対する再発防止研修を行う

**相談窓口**

- 福岡労働局総合労働相談コーナー ..... ☎ 092-411-4764
- 福岡中央総合労働相談コーナー ..... ☎ 092-761-5607
- 福岡県労働委員会 ..... ☎ 092-643-3979

## パワーハラスメントは職場のいじめです

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く人に対して、職務上の地位や人間関係などの職場の優位性を背景に、業務の適切な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為をいいます。



# 「いじめ」を根絶するために

資料編に示すとおり、学校における「いじめ」の認知件数は減少傾向にあるものの、70,000件以上が「いじめ」として認知されています。また、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成24年度で66,807件となり、配偶者暴力相談センターへの相談件数も、平成23年度では82,099件となりました。既に前ページで示しているとおり、職場における「いじめ」嫌がらせの相談件数は平成24年度では1,670件となっています。

一方、内閣府集計による自殺統計に基づく自殺者数(平成24年)を見ると、学校問題を原因とする自殺者は417名で、その中、「いじめ」を原因とする自殺者4名、その他学友との不和による自殺者23名。家庭問題を原因とする自殺者は4,000名で、その中、親子関係の不和を原因とする自殺者4,088名。夫婦関係の不和は1,008名。虐待を受けたことによる自殺者が7名となりました。職場問題では、職場の人間関係、職場の環境変化、仕事疲れを原因とする自殺者が1,500名を超えていました。

このように、私たちの身の回りでは「いじめ」や嫌がらせが多く存在し、最悪、死という結果を招いています。

では、「いじめ」を根絶させるためにはどうしたらいいのでしょうか。

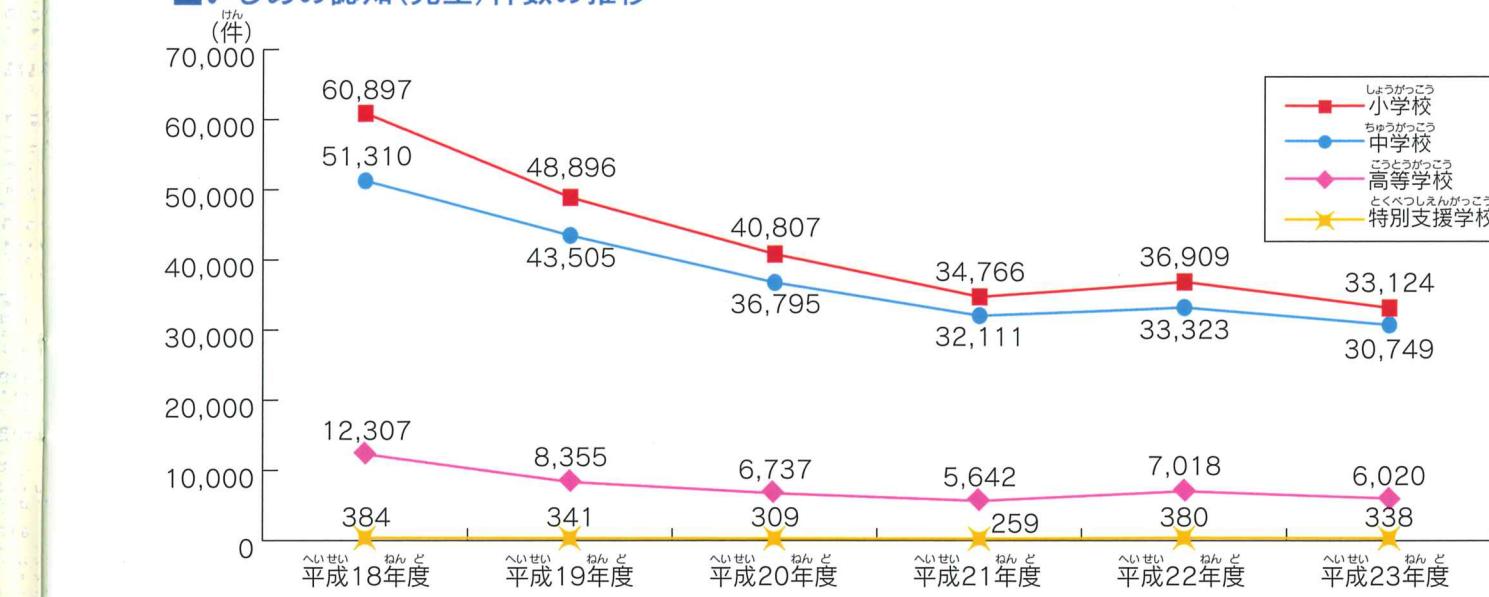
まずは、「いじめ」の存在に周りがいた早く気づくことが必要です。「いじめを受けている」と直接声にはなかなか出せませんが、様々な形でサインを出しています。周りの人はこのサインを見逃さないことが重要です。いじめられている人、被害を受けている人の立場で考え、行動し、寄り添い、守り、支え、安心して自由に相談できるように導いていくことが大切です。一人で抱え込まず、「いじめ」として周りが認知することができれば、学校・家庭・地域・職場等それにおいて問題解決へと導かれるとともに、「いじめ」は許さない、と次のステップへと繋がっていくものと思います。

次に、当たり前のことがもれませんが、「いじめ」を発生させないことです。

冒頭の詩の中に、「みんなちがって、みんなない」というフレーズがあります。姿、形、思いや願い、人・物それぞれ特徴があり、個性があり、似ているものもあつても全く同じものはありません。自分を含めてそれぞれを尊重し、尊敬し、違いを認め合つて、一人ひとりが変わることで意識も持たなければ、みんなが変わるかもしれません。問題を解決するために自分が変わることを変えるために知識を得たり、研修・講演を聞いたり、いろんなことをするのです。

今までのことで身近なところできみで出来ることからはじめましょう。

■いじめの認知(発生)件数の推移



■児童相談所での児童虐待相談応対件数



■配偶者暴力相談センターへの相談件数



(内閣府男女共同参画局)

# 那珂川町の取り組み

那珂川町では、人権問題の解決に向けて、研修会に取り組んでいます。今後も町民の皆さまをはじめとした各種イベントや講演会を通じて、「人権を尊重し、学び、輝くまちづくり」をめざして取り組んでまいります。

## 人権を尊重し、学び、輝くまちづくり

人権意識を高揚する

子どもの個性や長所・学力を伸ばす

人権意識を育む

すべての住民に開かれた活動の場をつくる

男女共同参画を推進する

ひと・きょうど・たいせつ人や郷土を大切にする心を涵養する

## 那珂川町人権教育・啓発基本方針

那珂川町では、真に差別のない、人権を大切にし、心豊かなまちづくりの実現に向けて、様々な人権問題を解決していくために「那珂川町人権教育・啓発基本方針」を2009(平成21)年3月に策定しました。

### 基本方針の柱

すべての差別をなくす施策の推進

地域における豊かな人間関係づくりの活性化の推進

住民と行政が協働で取り組む人権教育・啓発の推進

### 解決を目指す様々な人権問題

同和問題

女性に関する問題

子どもに関する問題

高齢者に関する問題

障がい者に関する問題

外国人に関する問題

HIV感染者などに関する問題

様々な人権問題

## 人権カレンダー

5月

### 恵子児童館子どもまつり

人権を大切にする子どもを育てるために、子どもの健全育成を支援する団体等で実行委員会を組織し、開催しています。

毎年5月第4土曜日  
恵子児童館、町民体育館、福岡県立福岡学園



遊びのコーナー・体験コーナー・竹細工コーナーなど楽しいよ遊びに来てね

7月

### 同和問題啓発強調月間

福岡県・各市町村では、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定めて、部落差別をなくす運動を展開しています。

### 同和問題講演会

同和問題啓発強調月間の一環として、全町民を対象に開催しています。

毎年7月の日曜日  
ミリカローデン那珂川



駅・スーパーなどの街頭啓発や、研修会、同和問題講演会、啓発冊子の発行などが行われています

7月~

### 各区公民館人権問題研修会

人権が大切にされる地域づくりを目指し、各区公民館において、人権問題研修会を開催しています。

12月

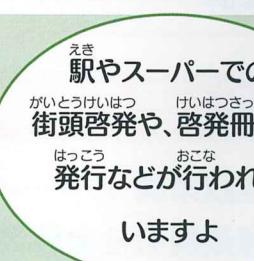
### 人権週間

法務省と全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言にちなみ、12/4~12/10を人権週間と定めて、人権尊重のための啓発活動を全国的に展開しています。

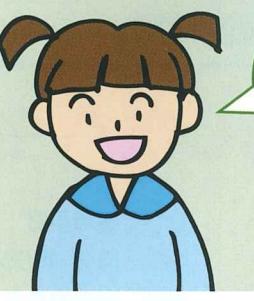
### 人権フェスタなかがわ

人権週間の一環として、町民組織である人権フェスタなかがわ実行委員会を組織し、開催しています。

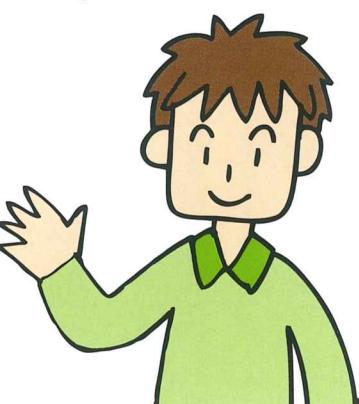
毎年12月の人権週間中の日曜日  
ミリカローデン那珂川



駅やスーパーでの街頭啓発や、啓発冊子の発行などが行われていますよ



人権劇やコンサート、人権作品の展示、バザー、クイズラリーなど盛りだくさんなので遊びに来てね



# 人権問題に関する相談窓口

## 子どもに関すること

- 子どもの人権110番 ..... 0120-007-110
- 那珂川町子育て支援課 ..... 092-953-2211
- 那珂川町保健センター ..... 092-953-2211
- 那珂川町教育委員会学校教育課 ..... 092-953-2211
- 福岡児童相談所 ..... 092-586-0023

## 女性に関すること

- ちくし女性ホットライン ..... 092-513-7335
- 福岡県男女共同参画センターあすばる相談室 ..... 092-584-1266
- 那珂川町人権政策課 ..... 092-953-2211

## 高齢者・障がい者に関すること

- 福岡県障害者110番 ..... 092-584-6110
- 福岡県社会福祉協議会高齢者総合相談事業 ..... 092-584-3344
- 那珂川町高齢者支援課(高齢者福祉サービス・介護保険) ..... 092-953-2211
- 那珂川町地域包括支援センター(高齢者総合相談窓口) ..... 092-953-2211
- 那珂川町福祉課 ..... 092-953-2211

## 同和問題に関すること

- 那珂川町人権政策課 ..... 092-953-2211
- 那珂川町教育委員会社会教育課 ..... 092-952-2092

## 人権問題・人権全般に関すること

- 福岡法務局筑紫支局 ..... 092-922-2881
- 那珂川町人権政策課 ..... 092-953-2211

# あしたへ生きる 第34集

発行：那珂川町

編集：那珂川町同和問題等啓発資料編集委員会

印刷：株式会社ディスジャパン